

【交野市】自動証明写真機要求仕様書（別紙1）

【公募物件】自動証明写真機 1台

以下のすべての項目に対応していること。

1 設置条件について

位置図（図1）に示した場所に外形寸法を超えないものを設置すること。

（外形寸法が幅 1.80m 以内、奥行 1.50m 以内、高さ 2.30m 以内であること。）

2 自動証明写真機の基準について

以下のすべての項目に対応した機種であること。

◆写真寸法

以下の寸法の写真を選択して撮影できること。

ア マイナンバーカード用

イ 運転免許証用

ウ パスポート用

エ 履歴書用

◆機能

ア 音声案内機能及び多言語対応（日本語、英語、中国語に対応）を有していること。

イ 表示案内機能（日本語、英語、中国語に対応）を有していること。

ウ ユニバーサル対応（車椅子等対応）であること。

エ 領収書発行機能を有していること。

オ 撮影画像をモニターで確認することができ、撮り直しが1回以上可能であること。

カ 電子マネー及びQRコード決済、**その他電子決済などのキャッシュレス決済を使用に対応**できること。

キ 写真画像のデータ販売機能を有していること。

◆撮影方法

音声アナウンスによる方式であること。

3 使用可能貨幣について

紙幣 1,000円（新紙幣が発行された場合は、速やかに対応すること。）

硬貨 500円、100円（新500円硬貨に対応していること。）

4 設置について

1. 市からの行政財産使用許可通知後、令和5年7月3日稼働を見据え6月30日までに設置完了に努めること。
2. 設置の際は、事前に施設管理者と協議のうえ、業務の支障及び通行の妨げにならない範囲で安全に設置すること。
3. アンカー止めを行わない方法で、転倒防止対策及び耐震対策を行うこと。

5 管理運営上の遵守事項について

1. 消耗品補充、品質管理、売上金回収、つり銭補充などの維持管理・保守は、設置事業者が行うこと。
2. 故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。
3. 自動証明写真機に故障時等のサポート連絡先を明記すること。
4. 設置した自動証明写真機の売上額及び利用件数については月別に集計を行い、市へ報告すること。